

# きゅんぱすだより

## 播磨町立播磨中学校



▲第1学年が入場です



▲全クラス対抗、学校クイズ大会

「We can do it」は、今年度の生徒会のキャッチフレーズです。前向きに前進していこうという力強いものです。

入学おめでとう！ 第1学年が本校に仲間入りです。全校生徒が3年ぶりに体育館に集いました。生徒会役員が計画してくれ、実現できました。新入生の入場から始まり、全クラス対抗の学校クイズ大会はとても盛り上がりました。また、部活動紹介もありました。各部が工夫を凝らして日々の活動内容を紹介していました。全校生が集う行事ができてよかったです！と思えるひとときでした。

1年生も2年生も3年生も最光の笑顔が体育館に咲きました。これから始まる1年。皆さんの「最光の笑顔」が見られることを楽しみに…

### 3年ぶり 生徒会行事「対面式」開催！ 「We can do it」最光の笑顔へ！

## 播磨町自治会連合会の総会が開催されました

地域活動において、通常の会議とともに1年に1回開催される総会は前年度のふりかえりと今年1年の計画をする上でとても大切な機会です。この場で、過去の反省や今後の活動検討ができることもあり、総会自体を形式的に終わらせるのではなく、「対話の場」にすることも、地域活動を充実させるためには効果があります。過去3年間、自治会、「コミセン」など地縁組織や、サークル活動など、様々な地域活動の総会が紙面総会となっていました。紙面総会ではどうしても「話し合う」ことが難しく、最低限の意思決定の機会となっていました。今年は徐々に対面での総会を開く団体が増えていきました。5月13日には、播磨町自治会連合会の総会が開催され、町内すべての自治会長のみならず、



▲自治会連合会総会の様子

んが集まりました。総会では昨年度の事業報告とともに今年度の事業計画が承認されました。しかし、久しぶりの総会ということもあって、みなさん緊張の面持ちでした。こうした連合組織の総会というのは、参加される皆さん（構成員）が実質的な活動メンバーではないことも多く、事務局主導で議論が進むことも散見されます。改めて総会の開き方について振り返り、対話の場ができるかどうか、検討してみるのも活動を充実させるための一つの手です。

【まちづくりアドバイザーとは】 播磨町では、多様化・複雑化する地域の課題やニーズに、より細かく対応するため、2020年度より「まちづくりアドバイザー」を配置しています。自治会活動やコミュニティ活動、自主的なまちづくり活動について専門的な視点から支援します。

## まちづくりアドバイザーがお届けする まちアド通信

協働推進課住民協働係  
☎079-435-2364

表1. 令和5年度国民健康保険税の税率

	医療分 (加入者全員)		後期高齢者支援金分 (加入者全員)		介護分 (40~64歳)
①所得割	7.90%	④所得割	2.00%	⑦所得割	2.40%
②均等割	27,600円	⑤均等割	6,800円	⑧均等割	9,000円
③平等割	22,800円	⑥平等割	5,400円	⑨平等割	4,500円
課税限度額	650,000円	課税限度額	220,000円	課税限度額	170,000円
①所得割：被保険者の令和4年中の所得金額から基礎控除額43万円を差し引き、7.90%をかけた金額		④所得割：医療分と同様に計算し、2.00%をかけた金額		⑦所得割：医療分と同様に計算し、2.40%をかけた金額	
②均等割：被保険者1人につき27,600円		⑤均等割：被保険者1人につき6,800円		⑧均等割：被保険者1人につき9,000円	
③平等割：1世帯につき22,800円 1年間の保険税額=①+②+③ (最高65万円)		⑥平等割：1世帯につき5,400円 1年間の保険税額=④+⑤+⑥ (最高22万円)		⑨平等割：1世帯につき4,500円 1年間の保険税額=⑦+⑧+⑨ (最高17万円)	

問 税務課住民税係 ☎079-435-0358  
令和5年度国民健康保険税の納税通知書を7月中旬に送付します。税率は、表1の通りです。

## 国民健康保険税のお知らせ

### 税率の据置きに基金を活用しています

現在、兵庫県は保険料水準の統一を目指しており、各市町に依じた標準保険料率等の指針が示されています。その指針に基づく播磨町の場合は、被保険者に負担していた保険料が現行と比較して増加することになります。しかし、急激な物価高騰などによる住民生活への影響や被保険者の負担増を考慮して、播磨町においては、引続き国民健康保険事業基金（国保会計における貯金にあたるもの）を活用することにより、令和5年度も現行税率を据置くとしました。

今後も、保険料水準が統一されるまでは、税率を据置くために基金をできる限り活用していきたいと考えています。

### 減免制度

災害で大きな被害を受けた人や失業、休業、廃業により所得が著しく減少している人は、保険税を減免できる場合があります。該当すると思われる人は、納期限までに申請してください。



減免制度

### 非自発的な理由で 離職した人へ

解雇・会社倒産・雇い止めなどにより離職し、国民健康保険に加入された人について、一定の要件を満たす場合は、申請により保険税を軽減する制度があります。

▼申請 申請は、郵送で提出いただくか、税務課の窓口までご持参ください。申請に必要な書類は、ホームページでご確認いただくか、お電話でお問合せください。



非自発的な理由で離職

## 8月1日から国民健康保険被保険者証が新しくなります

問 保険課国保年金医療係 ☎079-435-2581

国民健康保険の被保険者証が、8月1日から新しい被保険者証（黄緑色）になり、現在お持ちの被保険者証は使えなくなります。新しい被保険者証は、7月下旬に加入世帯に特定記録にて郵送します。また、通知書が届いた人については、更新の手続きが必要です。

有効期限の切れた古い被保険者証は、悪用防止のため、各自で裁断のうえ破棄してください。

また、1か月（同じ月内）に自己負担限度額を超える医療費を支払った場合には、高額療養費が支給されます。対象者には保険課から案内をしていますので、申請してください。



### マイナンバーカードが健康保険証として利用できるようになりました

詳細についてはQRコードまたは、住民課までお問い合わせください。

問 住民課住民記録係 ☎079-437-7041